

由利本荘市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託 受託事業者募集要領

1. 業務名称

由利本荘市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

2. 業務目的

「第2期由利本荘市まち・ひと・しごと創生推進計画」を推進するため、地方創生応援税制（以下、企業版ふるさと納税という）におけるマッチング支援業務を委託することにより、企業版ふるさと納税の寄附獲得による財源確保を図ることを目的とする。

3. 業務の内容

別紙仕様書のとおり

4. 委託期間

契約締結の日 から 令和9年3月31日 まで

5. 委託料の算定方法等

委託料の算定は完全成果報酬型によるものとし、受託者が発注者に紹介した寄附者による寄附が成立した場合における当該寄附額に受託料率を乗じた金額とする。なお、受託料率は20%以内とする。

6. 委託方法等

随時企画提案の申込みを受け付け、契約条件や仕様等について、市と申込者との協議を行い、随意契約を締結し、業務を委託するものとする。

なお、協議が不調の場合は契約を行わないものとし、この場合において生じた申込者の損害については、市は一切の責を負わないものとする。

7. 申込資格等

(1) 申込資格

- ①本業務と同種または類似する業務を行った実績があるなど、企業版ふるさと納税に精通していること。
- ②地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③国または地方公共団体等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④租税公課の滞納がないこと。

- ⑤会社更生法の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥会社法の規定に基づく精算の開始又は破産法の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑦由利本荘市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員に該当しないこと。並びにこれらの者と密接な関係を有しないこと。

(2) 業務実施上の条件

業務の実施にあたっては、契約の全部または一部を第三者に委託してはならない。

ただし、やむを得ない事情により業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ市の承認を得るものとする。

8. 申込方法等

(1) 受付期間 募集開始の日から随時

(2) 申込提出書類

①申込書(様式1)

②申込資格確認書兼誓約書(様式2)

③類似業務実績(任意様式)

④企画提案書(本業務の実施方法・内容・寄附金に対する受託料率等)(任意様式)

(3) 申込書類提出先 由利本荘市企画振興部総合政策課

(4) 提出方法 Eメールまたは持参

(5) 質問等

申込にあたり質問がある場合は「質問書(様式3)」によりEメールにて提出すること。

提出先: kikaku@city.yurihonjo.lg.jp

※件名を「【質問書】由利本荘市企業版ふるさと納税マッチング支援業務(事業者名)」とし、Eメール送信後に電話により受信確認連絡をすること(電話: 0184-24-6226)。

回答方法: 質問者あてにEメールにて回答

9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合、申込みまたは受託候補事業者としての決定を取り消す。

(1) 正当な理由なく契約を締結しないとき。

- (2) 申込書その他関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- (3) 契約締結前に申込資格のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約の相手方としてふさわしくない为由利本荘市が判断したとき。

10. その他

- (1) 申込書その他書類の作成及び提出等に要する経費は、すべて申込者の負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類は、受託候補事業者の審査事務以外には使用せず、また返却しない。
- (3) 審査内容、審査経過については公表しない。
- (4) 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。
- (5) 検討すべき事情が発生した場合は、別途協議を行う。

【問合せ先】

由利本荘市企画振興部総合政策課
〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎 17 番地
電話：0184-24-6226 FAX：0184-23-1322
Eメール：kikaku@city.yurihonjo.lg.jp